

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における資格喪失日は、19年5月31日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年6月までは110円、同年7月から19年4月までは140円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から23年7月1日まで

私は、昭和3年3月頃にA社B支店（現在は、C社）に入社し、23年7月にD社に転職するまでの間、継続勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険労働者年金保険記号番号払出簿及び労働者年金保険被保険者臺帳索引票並びに厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、被保険者資格取得日（昭和17年1月1日）の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、申立人の同社における業務内容についての詳細な供述等から、当該未統合記録は、申立人の労働者年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、申立人に係る旧台帳によると、昭和18年7月の標準報酬月額の改定の記載が確認できるものの、21年4月以降に書き替えられたと考えられるA社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が確認できないことから、申立人は18年7月1日から21年4月までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社B支店に、戦争中も継続して勤務し

ていた。」と主張しているところ、C社によると、「当社の社史には、昭和18年12月13日に新設決定との記載があることから、同年同月以降に開始したのではないかと思う。」と回答しており、申立人の主張とも符合していることから、申立人は同年同月同日以降も同社に在籍していたものと考えられるところ、申立人に係る標準報酬月額の変定記録によると、前記のとおり、同年7月の改定は確認できるものの、同僚の変定記録が確認できる19年6月の改定記録が確認できないため、申立人は、同年同月以降同社には在籍していなかったものと考えられることから、申立人の同社に係る資格喪失日は同年5月31日と認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を19年5月31日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る旧台帳から、昭和17年6月から18年6月までは110円、同年7月から19年4月までは140円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年5月31日から23年7月1日までの期間について、申立人は、「当該期間についても、A社B支店に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社によると、「60年以上前の資料は残っておらず、申立人の在籍等については確認することができない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る労働者年金保険及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和17年1月1日に同社において労働者年金保険の被保険者資格が確認できる元従業員41人については、いずれも高齢又は死亡しており、照会ができないことから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和19年5月31日から23年7月1日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る同保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和19年5月31日から23年7月1日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②において船員保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社（B会）における資格喪失日（昭和19年7月1日）及び資格取得日（21年11月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を昭和19年7月から20年3月までは50円、同年4月から21年3月までは120円、同年4月から同年10月までは180円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和19年7月1日から21年3月31日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年4月11日まで
② 昭和19年7月1日から21年11月1日まで

私は、昭和18年4月1日からA社が所有するC船に乗船していたが、同船舶は20年7月に沈没したため、外国で抑留された。

その後、終戦により抑留が解除され、A社が所有するD船に昭和20年8月18日から日本に到着する21年11月1日まで乗船し、その後も同社で継続して勤務していた。

しかし、国の年金記録では、申立期間①及び②に係る船員保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社で昭和19年4月11日に船員保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格喪失後、21年11月1日に同社で再度資格を取得しており、19年7月から21年10月までの申立期間②に係る船員保険の加入記録が無い。

しかし、厚生労働省及びE団体から提出された資料によると、申立人は、i) 昭和19年4月14日にC船にF船員として乗船し、同日に嘱託の命を受け、20年8月18日に嘱託が解かれたこと、ii) 同年同月同日にD船に乗船し、同日に嘱託の命を受け、21年8月8日に嘱託が解かれたことが確認で

きる上、申立人の船員保険被保険者台帳における記載から、申立期間当時、当該船舶の管理統制はB会が行っていたものと推認できる。

また、申立人がC船及びD船に共に乗船し、一緒に抑留され、D船で日本に到着後に申立人より先に下船したと記憶する元船員については、E団体から提出された資料により、申立人と同時期に両船舶に乗船していたこと、及びD船は昭和21年8月8日に日本に到着したことが推認できるところ、オンライン記録によると、当該元船員は、申立期間②を含む19年3月から25年4月までA社で継続して船員保険の加入記録を有していることが確認できる。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日の記載は確認できるものの、資格喪失日の記載が無く、その備考欄には「19.7.1」と記載されており、これについて、事務センターは、「備考欄の年月日を資格喪失日としてオンライン記録に入力した可能性があり、オンライン記録の資格喪失日には疑問がある。」と回答しており、当時の保険出張所における同社に係る同被保険者名簿の管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、A社の申立人に係る船員保険被保険者票によると、申立人は、資格取得日の記載が無く、報酬月額変更年月日が昭和21年11月1日と記載されていることから、少なくとも同年同月同日以前から継続して被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間②において、申立人は、A社に継続して勤務し、船員保険被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の旧台帳の記録から、昭和19年7月から20年3月までは50円、同年4月から21年3月までは120円、同年4月から同年10月までは180円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、C船は昭和16年12月8日から20年7月20日までの期間、D船は19年5月14日から21年3月31日までの期間それぞれ該当船舶であることが確認できることから、申立期間②のうち、19年7月1日から21年3月31日までは、戦時加算該当期間とすることが必要である。

- 2 申立期間①について、厚生労働省から提出された申立人に係る資料により、申立人は、当該期間にC船に乗船していたことが確認できない上、A社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の当該期間における船員保険の加入状況及び保険料控除等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、20年3月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から20年3月15日まで

私は、A社に昭和18年6月1日付けで入社し、戦災で工場が全焼した20年3月中旬まで継続勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和18年6月1日付けでA社に入社し、戦災で工場が全焼した20年3月中旬まで継続勤務した。」と主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、18年6月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同資格喪失日の記載は無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、喪失日の記載は無い。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い被保険者が多数確認でき、そのうちの申立人が記憶する元同僚は、「私は、昭和19年3月末頃A社に入社し、戦災で工場が全焼した20年3月14日まで勤務した。申立人は、私と同県出身の一年先輩の同僚として、当該事業所で工場の全焼時まで共に働いたことに間違いない。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の当該事業所に係る資格喪失日は同年3月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年6月1日に労

働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、20年3月15日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿の記載から30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②のうち、平成6年5月1日から10年11月1日までの期間及び12年2月1日から16年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、6年5月から同年10月までは18万円、同年11月から8年9月までは16万円、同年10月から10年10月までは15万円、12年2月から15年3月までは18万円及び同年4月から16年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該それぞれの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から10年12月30日まで
② 平成12年2月1日から18年2月1日まで
③ 平成16年7月5日

申立期間①から③までについて、標準報酬月額及び標準賞与額の記録は低すぎる。調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人は、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、

標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であり、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 したがって、申立期間①及び②のうち平成6年5月1日から10年11月1日までの期間及び12年2月1日から16年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、6年5月から同年10月までは18万円、同年11月から8年9月までは16万円、同年10月から10年10月までは15万円、12年2月から15年3月までは18万円及び同年4月から16年9月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「当時の資料の保管は無く、申立人に係る給与及び保険料控除について不明である。」と回答しているが、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 また、申立期間③について、申立人が所持する給与明細書における厚生年金保険料額及び賞与額から、平成16年7月5日は40万円と訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間①及び②のうち平成10年11月1日から同年12月30日までの期間及び16年10月1日から18年1月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を下

回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①及び②のうち、平成5年4月1日から6年5月1日までの期間及び18年1月1日から同年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間における給与明細書を所持していない上、元事業主は、「当時の資料の保管は無く、申立人に係る給与及び保険料控除について不明である。」と回答している。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から56年3月までの期間、平成10年11月から15年6月までの期間、同年7月、同年10月から16年6月までの期間、同年9月、同年10月及び17年1月から18年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から56年3月まで
② 平成10年11月から15年6月まで
③ 平成15年7月
④ 平成15年10月から16年6月まで
⑤ 平成16年9月及び同年10月
⑥ 平成17年1月から18年11月まで

私は、A市役所本庁年金課で国民年金の加入手続きを行い、その後も必要な手続きを行い、昭和49年9月から56年3月までは、同年金課か銀行で国民年金保険料を納付し、平成10年11月から18年11月までは、同年金課かB社会保険事務所(当時)の窓口かC信用金庫で数か月分又は半年分まとめて保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な記憶は無いが、申立期間①の国民年金保険料についてはA市役所年金課又は金融機関で納付し、申立期間②から⑥までの保険料についても同市役所年金課、金融機関又はB社会保険事務所で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、当該加入手続きの時点において、申立期間①のうち、54年9月以前は既に時効により保険料を納付することができず、同

年10月から56年3月までについては過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間①を過年度納付した記録は見当たらず、A市の国民年金台帳(納付記録詳細)の記録とも一致する。

また、申立期間②から⑥までについて、国民年金保険料を納付したとの主張であるが、オンライン記録において、保険料が免除又は半額免除とされている期間であり、申立期間⑤及び⑥に係る期間については、B年金事務所が申立人の免除申請書を保管しているなど、申立内容とは符合せず、申立期間の保険料を納付するためには追納によることとなるが、オンライン記録において、申立期間を追納した記録は見当たらない上、これらは平成9年1月以降の申立てであり、納付書は機械印字により作成され、OCR(光学式文字読取機)により入力されることから、納付したとする全ての記録が欠落するとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私の国民年金については、母親がA市役所で加入手続を行い、申立期間については、郵便局の人が自宅に集金に来た際、両親が私の分を含め兄妹3人分の国民年金保険料を納付してくれていたもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親がA市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、郵便局員が集金に来た際、申立人の両親が兄妹の分を含め納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市から転入したB県C市で昭和51年8月に申立人の妹と共に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金の加入時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立期間は未納と記載されていることが確認できる。

なお、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月にA市で払い出され、申立期間の国民年金保険料は申立人の両親の分と一緒に納付されていることがA市の国民年金収滞納一覧表により確認できる。

さらに、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表は、申立人がB県C市から転入した直後の昭和55年4月からの国民年金保険料の納付記録が確認でき

るものの、申立期間については作成されておらず、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いが、兄及び弟は納付済みであるのに、母が、私の保険料を納付していないとは考えられないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間のみ保険料を納付しないとは考えられないと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月にA市で払い出されており、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間は過年度納付書により納付することが必要であるが、オンライン記録により確認できる同年8月9日付け作成の過年度納付書には、当該時点で申立期間は既に時効が完成しているため申立期間は含まれていなかったと考えられ、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上述のとおり、国民年金の加入手続が行われたものと推認できる平成5年4月より前の期間である申立期間直後の3年7月から5年3月までの期間については、上記過年度納付書が作成された時点において、申立期間と同様に国民年金保険料の未納期間であったものと推認されるところ、申立人は、3年7月の保険料を5年9月2日に納付して以降、3年8月から5年3月までの保険料を毎月、時効直前に納付していることがオンライン記録により確認でき、その記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成2年3月までの期間及び同年6月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から平成2年3月まで
② 平成2年6月から3年3月まで

私は、昭和60年4月頃、親に勧められ国民年金の加入手続を行った。申立期間の納付については記憶していないが、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の保険料も同様に納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、平成2年4月及び同年5月の保険料と同様に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月にA県B市で払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の最初の住所欄には、申立人が同年4月に転居した同市住所の記載が確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間①のうち、平成元年4月以降の期間及び申立期間②は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録及びB市の国民年金台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、平成元年4月以降の期間及び申立期間②については、上記のとおり過年度納付が可能であり、オンライン記録によると、申立

人は、申立期間①と②の間の期間である平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を同年4月の分の納期限月である4年5月19日に遡って過年度納付しているところ、この過年度納付書は、機械印字により作成され、OCR（光学式文字読取機）による入力であり、毎月納付の場合では10回、隔月納付の場合でも5回の納付処理となるが、これらの記録が全て欠落するとは考え難い上、申立人からも申立期間①のうち、平成元年4月以降の期間及び申立期間②の納付をうかがわせる具体的な供述は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び14年4月から16年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月
② 平成14年4月から16年10月まで

私は、年金記録を照会したところ、申立期間①及び②が未納となっていることが分かったが、申立期間①及び②の国民年金保険料は元夫が納付してくれており、未納となっている年金記録はおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の元夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人に係る平成5年3月19日付け第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、同年4月14日に入力されており、同年5月11日に平成5年度の免除申請を行っていることが確認できるものの、申立期間①の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、A市の国民年金収滞納一覧表において未納となっている記録と一致する。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間の前後は、いずれも申請免除が承認された期間であり、申立人から申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する具体的な供述は無い上、申立期間②は、保険料に係る収納事務が国に一元化された以降の期間であり、保険料の納付書は機械印字され、OCR（光学式文字読取機）により記録入力されるなど、この当時における記録管理の信頼性は高かったものと考えられることから、複数年度にわたる納付記録が漏れるとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

A県B市内に居住していた昭和63年9月に母親が社会保険事務所(当時)へ行き、私の国民年金の被保険者資格取得に関する説明を受け、同年*月*日に資格取得届を提出した。当時、私は学生であったため、申立期間の国民年金保険料は、母親が市役所や銀行等で毎月納付してくれていた。弟二人は20歳から国民年金に加入し保険料を納付しており、私だけが20歳より後の加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年*月*日に社会保険事務所で申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格は学生が任意適用から強制適用となった平成3年4月1日付けで取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人については、同年4月から保険料の納付が開始されていることが、B市の「国民年金保険料検認記録

簿」により確認できる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2962 (事案 2405 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年12月まで

妻が、私の昭和47年度の国民年金保険料検認(納付)記録票を見付け、A年金事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を閲覧したところ、夫婦に係る国民年金の加入手続日が昭和46年11月26日であり、同日、妻がB市役所C支所で妻自身の同年4月から同年12月までの保険料と一緒に、私の同年1月から同年12月までの保険料として1万円を支払い、いくらかのおつりももらったことを思い出したので、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) B市の国民年金被保険者名簿において、申立人については同名簿作成日が昭和47年3月25日、申立人の妻については同名簿作成日が46年7月24日と記載されていることが確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は別々に行われたものと推認でき、申立内容と符合しないこと、ii) 申立人については、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間、申立人の妻については、申立人の妻に係る当該期間の国民年金保険料を同市で納付することは可能であるが、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料は国庫金となることから、同市では収納することはできず、国民年金の加入手続を行った時点では、申立人の妻が主張する夫婦二人分の遡った保険料を同市で納付できなかったものと考えられること、iii) 申立期間について、B市の国民年金保険料収滞納一覧表において、現年度保険料として納付された記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度保険料として納付された記録も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月13日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻が、昭和 46 年 11 月 26 日に B 市役所 C 支所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料と共に、申立人の妻に係る同年 4 月から同年 12 月までの保険料を一緒に納付したと主張し、同主旨の保険料額の記載があるメモ（写し）を資料として提出しているところ、当該日（46 年 11 月 26 日）は国民年金手帳記号番号払出簿における申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日であるものの、前述のとおり、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人の妻は同年 7 月に既に国民年金の加入手続を行っていたものと推認される上、同市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人が主張する加入手続日に一緒に納付したとする申立人の妻の保険料については、同年 7 月から同年 9 月までの分は同年 9 月 7 日に、同年 10 月から 47 年 3 月までの分は同年 3 月 23 日に納付していることが確認でき、今回の申立内容とも符合せず、提出されたメモ（写し）をもっても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2963 (事案 2404 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は、夫の昭和47年度の国民年金保険料検認(納付)記録票を見付け、A年金事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を閲覧したところ、夫婦に係る国民年金の加入手続日が昭和46年11月26日であり、同日、私がB市役所C支所で同年4月から同年12月までの保険料と一緒に、夫の同年1月から同年12月までの保険料として1万円を支払い、いくらかのおつりをもらったことを思い出したので、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) B市の国民年金被保険者名簿において、申立人については同名簿作成日が昭和46年7月24日、申立人の夫については同名簿作成日が47年3月25日と記載されていることが確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は別々に行われたものと推認でき、申立内容と符合しないこと、ii) 申立人については申立期間、申立人の夫については、申立人の夫に係る46年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を同市で納付することは可能であるが、申立人の夫に係る同年1月から同年3月までの保険料は国庫金となることから、同市では収納することはできず、国民年金の加入手続を行った時点では、申立人が主張する夫婦二人分の遡った保険料を同市で納付できなかったものと考えられること、iii) 申立期間について、B市の国民年金保険料収滞納一覧表において、現年度保険料として納付された記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度保険料として納付された記録も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月13日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人が、昭和 46 年 11 月 26 日に B 市役所 C 支所で申立人夫婦の国民年金の加入手続きを行い、その際、申立期間を含む同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料と共に、申立人の夫に係る同年 1 月から同年 12 月までの保険料を納付したと主張し、同主旨の保険料額の記載があるメモ（写し）を資料として提出しているところ、当該日（46 年 11 月 26 日）は国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号の払出日であるものの、前述のとおり、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人は同年 7 月に既に国民年金の加入手続きを行っていたものと推認される上、同市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人が主張する加入手続き日に納付したとする保険料については、同年 7 月から同年 9 月までの分は同年 9 月 7 日に、同年 10 月から 47 年 3 月までの分は同年 3 月 23 日に納付していることが確認でき、今回の申立内容とも符合せず、提出されたメモ（写し）をもっても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から52年3月まで

私は、20歳になった当時、住所地をA県B市に置いたまま、C市内の事業所で働いていたが、22歳になった昭和52年*月頃、父親か母親がB市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料(約7万円)を何回かに分けて遡って納付してくれたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年*月頃、申立人の父親か母親がB市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料(約7万円)を何回かに分けて遡って納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、国民年金の加入時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、B市の国民年金台帳によると、昭和52年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間に係る保険料が納付された記録は見当たらず、当時の申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録とも一致する。

なお、申立人については、上記の加入時点で納付可能な昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料を54年7月25日に、53年1月から同年8月までの保険料を54年12月13日に、53年9月から54年3月までの保険料を

55年6月25日に過年度納付（合計5万9,160円）していることが、上記の国民年金被保険者台帳において確認できる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年9月まで

私は、平成2年頃、A市B出張所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で12か月分を1枚とした2枚の納付書を作成してもらい、預金から20万円を引き出し、金融機関の窓口で一括納付して領収書を2枚受け取ったのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年頃、A市B出張所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で作成してもらった2枚の納付書により、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳によると、平成3年4月19日に、C市からA市への住所変更が行われており、同手帳の国民年金の記録(1)を見ると、同日に資格記録に係る届出を行ったことが確認できることから、申立人は、当該日にA市で国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記手続時点では、申立期間のうち、平成元年2月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年3月以降は過年度納付が可能であるが、A市の国民年金過年度収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立期間直後の2年10月から3年3月までの6か月分を過年度納付した記録は確認できるものの、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から同年10月まで

私は、平成10年8月に会社を退職した後すぐに、A市役所B出張所で国民年金の資格取得手続きを行い、同時に国民年金保険料の免除申請を行った。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の3か月だけが未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに、国民年金の再加入手続きと同時に、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、平成10年9月7日に作成されたA市の平成10年度国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、国民年金の第1号被保険者として管理されていることが確認できることから、当該時点において、国民年金の再加入手続きが行われていたものと推認されるものの、平成11年5月12日に作成された同年度の収滞納一覧表においても、申立期間の国民年金保険料は、未納と記録されている。

また、申立期間に係る国民年金保険料の免除が承認されるためには、平成10年9月末までに免除申請を行うことが必要であり、申立人の納付が確認できる同年11月（同年11月は同年11月30日に納付）以降の保険料を納付するには、免除の取消手続きが必要となるところ、オンライン記録において免除記録の取消しの記録は確認できない上、申立人も免除の取消しについて、申出を行ったかどうかは不明としている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年11月まで

母が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めずに、加入手続きだけするというのではないと思うので、母が申立期間の保険料を納付してくれたと思う。年金事務所で、母自身の保険料は納付済みであることを聞き、母は、私の保険料を納付せずに、自身の保険料だけ納付したとは考えられないので、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立期間に係る資格記録（41年*月*日の資格取得日、43年12月3日の資格喪失日）は、平成元年10月23日に追加入力されていることが確認できることから、当該日まで申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻前の姓を含む氏名で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から平成 2 年 11 月 10 日まで
私は、夫が経営するA社（現在は、B社）に勤務していたが、国の年金記録では、同社で勤務していた期間のうち、昭和 60 年 2 月 1 日から平成 2 年 11 月 10 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録を有する元従業員8人に照会し、5人から回答を得たが、申立人の申立期間における同保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社において昭和60年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年同月に健康保険の資格喪失者が対象となる健康保険継続療養証明書を交付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び申立人の銀行口座取引履歴によると、申立人は、i) 申立期間のうち60歳到達までの期間について、厚生年金保険の資格喪失が要件とされる老齢年金を受給していること、ii) 申立期間のうち60歳到達後の期間について、同保険の加入者は支給額が減額される老齢年金を満額受給していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月15日から申立期間終期の平成2年11月10日まで、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 11 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①及び②における年金記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間①及び②における年金記録が無い。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①について、A社において申立期間内に厚生年金保険加入記録があり、連絡先が判明した 17 人に照会したところ、10 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、そのうち一人は、「自身のA社での厚生年金保険加入期間は在籍期間と一致していない。」と供述している。

さらに、申立期間②について、A社において申立期間内に厚生年金保険加入記録があり、連絡先が判明した 16 人に照会したところ、10 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、そのうち二人は、「自身のA社での厚生年金保険加入期間は在籍期間と一致していない。」と供述しており、そのうち一人は、「当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった人もいた。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の申立期間①及び②に係る被保険

者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から22年3月1日まで

私は、昭和16年4月にA市B地区にあったC社（後のD社）に入社し、23年6月25日まで継続して勤務していたが、国の年金記録では、20年8月31日から22年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びA市B地区に係る事業所名簿によると、同社は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、22年3月1日に再度、適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、同社が適用事業所ではなかった期間である。

また、D社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間の始期に資格を喪失している元従業員15人及び申立期間の終期に資格を取得している元従業員4人に文書照会したところ、8人から回答があったが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができない上、上記8人のうち二人は、「昭和20年8月の終戦時にD社は閉鎖された。」と証言している。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 30 日から 59 年 10 月 21 日まで

亡父は、A社に昭和 54 年 6 月 21 日に入社し、平成 5 年 3 月 20 日付で退職するまで継続して勤務しており、申立期間における年金記録が無いとされているので、調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は「当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務形態、厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

また、A社において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、連絡先が判明した 25 人に照会を行ったところ、14 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について供述を得ることができない上、このうち二人は、「申立人は非常勤の顧問だった。」と供述している。

さらに、申立人から提出された「昭和 60 年分所得税の予定納税額の 7 月減額申請書」の理由欄には、「昭和 59 年 10 月から常勤取締役役に就任し、従来受領していた厚生年金は支給が停止され、昭和 60 年度は、A社からの報酬・賞与のみとなり、会社にて総て源泉徴収されることとなったため。」との記載も確認できることから、申立人は、昭和 59 年 9 月以前は非常勤であったことが推認できる上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者は、制度上、老齢年金の一部又は全額が支給停止となるが、オンライン記録により、申立人は、申立

期間において老齢年金を満額受給していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日は「昭和57年11月30日」、資格再取得日は「昭和59年10月21日」と記載されており、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証の返納を示す「証返」の記載も確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 59 年 9 月 26 日まで

私は、昭和 51 年 9 月 1 日から 59 年 9 月 26 日まで、A 社に役員として勤務していたが、国の年金記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、私の記憶する額と比べて低すぎるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、私が記憶する額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の給与明細書等を所持していない上、A 社の元事業主は、当時の関係資料を保存していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社の元役員を含む複数の元同僚は、「同社の給与は歩合制で不安定であった。私の標準報酬月額は、当時の給与額に見合ったものではないため、同社は、当時の下限に近い標準報酬月額に見合った報酬月額を届け出たのではないか。」と証言している。

さらに、申立人は、A 社の役員であったところ、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を有する元役員 5 人の標準報酬月額と比較しても、申立人のみが著しく低額である事情は見当たらず、同月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点もみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に A 社に入社し、34 年 7 月 31 日に退職するまでの間継続して勤務し、主に B 県において C 職をしていたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の A 社の建物の配置略図、同僚と写した写真及び申立人の業務内容についての詳細な供述から、申立人は、申立期間当時、C 職を行っていたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の事務担当者は既に退職しており、書類も全く残っていないため、申立人について申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明であるが、当社では C 職の者を直接雇用することは無かった。」と回答しており、申立期間当時の申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶する元上司及び C 職の元同僚 4 人のうち、二人は既に死亡しており、残る 3 人も所在が不明であり照会できないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 33 人のうち、住所が判明した 5 人に照会し、3 人から回答があり、そのうち一人は、「申立人を記憶しているが、申立人は同社ではなく、個人経営の C 業者に雇用されていたと思う。」、他の一人は、「申立人を知らないが、B 県で C 職をしていたのであれば、個人経営の事業主に雇用されていたと思う。」、残りの一人は、「申立人を知らない。」とそれぞれ供述しており、申立人が申立期間に A 社に在籍していたことについて

て具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人、前述の申立人が記憶する元上司及びC職の元同僚4人、D職、E職であったと記憶する元同僚二人並びに前述の照会に対し回答のあった従業員3人の計11人について、同社に係る被保険者名簿を見ると、D職、E職の同僚二人及び照会に対し回答のあった元従業員3人については、申立期間における被保険者記録は確認できるものの、申立人、申立人が記憶する元上司及びC職の元同僚4人については氏名が確認できない上、申立期間において、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない。

一方、前述の照会に対し回答のあった元従業員3人のうち一人は、「私は、個人事業のC業者であったF氏（申立人が記憶する元上司）から昭和35年頃に事業を引き継いだ。申立人は、同氏が事業主であった当時、同氏が経営する事業所に雇用されていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、A社ではなく同氏が経営する事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、F氏から事業を引き継いだとする元従業員は、「同氏は既に死亡しており、申立期間当時の資料等は残っていないが、同氏が事業主の時、同氏が経営する事業所は厚生年金保険には加入していなかったため、従業員の給料から保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、B県において、「F」を事業所名とするC業者は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、F氏から事業を引き継いだとする元従業員が経営する事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和41年3月1日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4603 (事案 3491 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月30日から29年5月1日まで

私は、今回新たに、元同僚A氏に昭和27年5月1日から29年5月1日まで共に作業していたことを証明する記述をしてもらった書面を提出する。また、退職は、上記元同僚A氏のほかに、元同僚B氏、元同僚C氏とも一緒だったので、調査の上、再度審議いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) D公共職業安定所において、申立期間における記録は確認できないこと、ii) 申立人は、「E事業所を元同僚A氏と一緒に退職した。」と主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と上記元同僚の資格喪失日はいずれも昭和27年8月30日であり、その記録は、それぞれのオンライン記録と一致していること、iii) E事業所は29年5月1日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る被保険者名簿から確認できた事業主の連絡先も不明であることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、元同僚は、「社会保険事務担当者等は既に死亡している。」と証言しており、申立てに係る事情について聴取することができないこと、iv) E事業所に係る被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる115人のうち、所在が確認できた3人に申立人の勤務実態及び当時の社会保険加入状況について照会し、3人全員から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述等は得られないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年6月13日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、元同僚A氏が、「昭和27年5月1日から29年5月1日までの2年間、申立人と共に作業した年月でないかと思っております。」と記述し、署名押印している書面及び、「E事業所の仕事が無くなった29年5月1日に元同僚A氏のほかに、元同僚B氏、元同僚C氏とも一緒に退職した。」とする主張をもって再申立てを行っている。

しかしながら、元同僚A氏が申立人と一緒に作業したと記述している期間のうち、昭和29年1月1日から同年同月30日までを除く期間について、E事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録から元同僚A氏の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、E事業所に係る被保険者名簿によると、元同僚A氏、元同僚B氏、元同僚C氏の厚生年金保険被保険者資格喪失日はいずれも申立人の資格喪失日と同じ昭和27年8月30日であることが確認できる。

これらのことから、今回提出された新たな資料及び新たな主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、A社で勤務した昭和 42 年 3 月 14 日から 46 年 11 月 1 日までの期間のうち、44 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が下がっていることに納得がいかない。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で勤務した申立期間当時は、高度経済成長期でもあり給与が下がった記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除を示す資料の保管は無く、不明である。」と回答している上、申立期間当時の経理担当者は、既に死亡しており確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた申立人と同年代の元従業員 19 人に当時の給与について照会したところ、そのうちの 6 人は、「自身の標準報酬月額は正しい。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 55 人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人と同様に昭和 42 年 3 月に同被保険者資格を取得した元従業員及び申立人の標準報酬月額はおおむね同額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情も見当たらない。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に係る記載に不備は見られず、その記載どおりオンライン記録に反映されており、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。